

出産育児一時金の増額について（条例改正の概要）

1 概要

出産育児一時金については、国の補助額に合わせ、小平市国民健康保険条例に42万円の支給について定めているが、実際の出産費用とはかい離があるため、市の独自施策として4万円を上乗せして支給することとし、小平市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

出産育児一時金は、保険者にその実施が義務付けられている法定給付である。その給付内容については条例で定めることとなっており、小平市国民健康保険条例第4条に出産育児一時金として42万円を世帯主に支給することを定めている。その支給額を46万円に改正する。

3 施行期日

令和5年1月1日